

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第241号

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則

京都市市民美化センター規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「係長4人」を「管理係長  
業務係長  
環境美化係長  
車両管理係長」に改め、同条を第2

条とする。

第4条第3項を削り、同条第4項中「担当課長補佐」の右に「係長」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「係長」を加え、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)